

交野市社会福祉施設地域貢献連絡会とは

高齢者施設・障がい者施設・保育施設等の社会福祉施設が分野を超えて、さまざまな地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とした連絡会です。

対象 市内在住のおおむね10人以上のグループ 申込 各施設(日程・内容・時間等要相談)

施設名・住所・電話番号	講座名	内容
豊年福祉会 明星 星田8-6-7	施設見学ツアー	老人ホーム、デイサービスセンターの施設内を案内
	介護保険とサービスと一般的な知識としての施設入所について	介護保険制度とサービスの種類や利用方法、高齢者施設の内容や利用金額等
	認知症の人への対応～介護職員からのメッセージ～	認知症の人と日常接している介護職員による対応の心がけやアドバイス
	天の川明星 藤が尾2-5-22 ☎891-4974	知ってらくらく介護講座～ご本人と介護者が共に楽にならしましょう～
きんもくせい 特別養護老人ホーム 大字星田5156-8 ☎892-5689	暮らしの中の小さなお困りごとへのボランティア活動報告	【生活支援サポーターについて】高齢者の暮らしの小さな困りごとを解決する市民ボランティアの活動紹介。これからの支え合い社会についてのお話
	救命講習の一環としてAED	AED(自動体外式除細動器)の使用方法
ケアハウスきんもくせい 南星台2-5-15 ☎895-2468	施設内見学	サービス内容・料金等の説明
	ケアハウスはどんなところ?	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームとの違い(施設見学を含む)
	施設での看取りケア	ケアハウスや特養での看取りケアの説明
	認知症の方へのかかわり方(施設版)	関わりによって進行度が違うこと等を事例を挙げて説明
	介護保険とサービスの利用方法	ケアマネジャーによる専門的な在宅リハビリ、訪問看護の使い方
	人生の終い方、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)	人生の終い方や意思決定能力低下に備えての対応プロセス
	医療連携とは	入院から退院して在宅に帰るまでのプロセス
特別養護老人ホーム 美来 倉治4-40-7 ☎810-8670	ケアマネジャーの選び方	ケアマネジャーの選び方のポイント
	介護技術	離床介助、更衣介助、オムツ交換、車いす操作、歩行介助等
	健康教室	希望に応じて対応
	介護保険ってなあに?	介護保険サービスの使い方
	特養とは?	特養に入るまでの流れ、入所後の生活等
介護老人保健施設青山 青山3-432 ☎893-0328	介護食とは?	高齢者施設での食事提供
	介護保険入門	介護保険の利用の仕方、通所系・入所系サービスの種類や違い(希望があれば施設見学可)
サール・ナートかたの 私部南1-490 ☎892-7777	介護技術教室	移乗介助、更衣介助、食事介助等在宅でも役立つ介助技術
	必ず知っておきたい! 介護保険講座	介護保険制度と利用方法やサービスの種類等
交野自立センター 寺4-590-1 ☎893-4523	施設見学ツアー	特養・ショートステイ・デイサービスの案内。内容や利用方法、金額等
	高次脳機能障がいについて	高次脳機能障がいの基礎的な知識(実施は要調整)
心生会 ①～④ミルキーウェイ 天野が原町2-14-20 ☎896-5656	①精神疾患と精神障がいについて	精神疾患の代表例と疾患と障がいの違い(施設見学を含む)
	②地域福祉について	コミュニティソーシャルワークの重要性や課題を話し合う(施設見学を含む)
	③障がい者ホームヘルパーについて	介護給付ではなく、訓練等給付であることから制度のねらいと支援の実際を紹介
	④障がい者グループホームについて	利用者の生活環境の紹介し、「暮らす」に視点をあてた支援を説明(施設見学を含む)
	⑤みのり 天野が原町2-14-18 ☎893-9511	⑤障がい支援について
かたの福祉会 寺4-590-1 ☎892-6671	知的障がいについて	知的障がいについての理解、接し方等の講座

希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

被保険者証が変わります

8月から、「桃色」に変わります。新しい被保険者証は7月上旬に発送。届いたときから利用できます。現在お持ちの被保険者証(うすみどり色)は医療保険課までお返しく下さい。

保険料の決定

7月中旬に、令和3年度保険料の「保険料額決定通知書」および「納入通知書」(一体型通知書)を送ります。納付方法は、①「特別徴収(年金天引き)」と②「普通徴収(納付書・口座振替・スマホ決済)」(特別徴収にならない人対象)の2通りです。

保険料の軽減について(令和3年度)

世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額が軽減されます(下表のとおり)。

所得の判定区分	均等割の軽減割合	令和3年度の軽減後保険料額(年額)
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)】を超えないとき	7割	16,233円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(43万円)+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)】を超えないとき	5割	27,055円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)】を超えないとき	2割	43,288円

(注1)「給与所得者等」に該当する条件

- ・給与等の収入金額が55万円を超える場合
- ・65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える場合
- ・65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える場合

※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除にかかる部分の税法上の規定は適用されません。また、世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

保険料の減免等について

災害や事業不振、新型コロナウイルス感染症等の理由により保険料の全部または一部を納付できないと認められた場合は、納付できない金額を限度に減額または免除される場合があります。詳細はお問い合わせください。

自己負担割合について

医療機関での自己負担割合は、毎年8/1に当該年度(4～7月は前年度)の住民税が課税される所得額により判定を行います。自己負担割合は、一般は1割、現役並み所得者は3割です。ただし、現役並み所得者と判定された場合でも、要件に該当する人は1割負担に変更することができます。詳細は、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」と、チラシ「後期高齢者医療基準収入額適用申請について」をご覧ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)、限度額適用認定証(限度証)について

減額証、限度証は、医療機関に入院・通院した際に窓口で提示すると、医療費等の負担が軽減されるもので、減額証は「住民税非課税世帯(低所得Ⅱ・Ⅰ)に属する被保険者」、限度証は「現役並み所得者のうち課税所得が690万円未満(現役並みⅡ・Ⅰ)である被保険者」が対象です。

8/1(日)から有効となる証は、現在交付されていてかつ同区分の人のみ自動更新され7月下旬に郵送されます。それ以外の人は申請が必要となります。

自己負担限度額とその判定基準			
所得区分	割合負担	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	3割	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%(多数回140,100円)
		Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%(多数回93,000円)
		Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数回44,400円)
一般	1割	18,000円(年間14.4万円上限)	57,600円(多数回44,400円)
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

制度に関する問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▷ 保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること = 資格管理課 ☎06-4790-2028

▷ 給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レセプト点検に関すること = 給付課 ☎06-4790-2031

▷ 事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴に関すること = 総務企画課 ☎06-4790-2029

保険料の納付、その他各種届出に関する問い合わせ 医療保険課 ☎892-0121